

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

規則

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）……………一

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………三

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………九

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………九

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………〇

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則（畜産振興課）……………〇

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）……………〇



山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 条例別表第一の9の表の規定に基づき知事が定める額は、次に掲げる額とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第三条第二項第一号及び第三号に該当しない者について、校長が休学その他正当な理由があると認めると認める事由により、在学期間（同項第二号に規定する高等学校等に在学した期間をいう。以下同じ。）が通算して三十六月（定時制の課程に在学する者にあつては、四十八月。以下この号において同じ。）を超える場合における三十六月を超える月の月割額

二 月の中途に入学した者が、その翌月以降の就学について就学支援金（就学支援金支給法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受ける場合における入学の日の属する月の月割額

三 高等学校の通信制の課程に在学する者のうち、就学支援金支給法第三条第二項第一号及び第三号に該当せず、かつ、既に申込みをした単位数が七十四未満であるものが新たに単位を修得しようとする場合であつて、在学期間が通算して四十八月を超えることとなる場合における四十八月を超える期間に係る受講料の額

別表第一の二の表中「七百五十円」を「七百七十円」に改め、別表第一の三の表理化学試験の定性分析の項中「四千九百円」を「四千九百四十円」に、「八千六百三十円」を「八千七百二十円」に、「一万七千六百四十円」を「一万七千八百八十円」に、「三千三百九十円」を「三千四百八十円」に、「三万五千四百四十円」を「三万五千九百九十円」に、「四万五千七百七十円」を「四万五千九百七十円」に、「三千二百六十円」を「三千二百七十円」に改め、同表理化学試験の定量分析の項中「二千六十円」を「二千七十円」に、「六千二百二十円」を「六千二百八十円」に、「一万八百二十円」を「一万九百二十円」に、「二万九千九百十円」を「二万九千二百十円」に、「四万二千二百六十円」を「四万三千四百五十円」に、「五万七千三百十円」を「五万八千三百十円」に、「四千二百五十円」を「四千二百八十円」に改め、別表第一の四の表(一)の項中「十円三十七銭」を「十円五十八銭」に、「四百七十円」を「四百八十円」に改め、同表(四)の項中「検査(一)の下に「亜硝酸態窒素」を加え、「千百十円」を「千四百十円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に、「五千八百五十円」を「六千十円」に、「一万五千四百十円」を「一万八千六十円」に、「二万七千二百九十円」を「二万八千六十円」に、「四万九百四十円」を「四万二千二百円」に改め、同表(五)の項中

「八百五十円」を	「八百七十円」に、
「二千九百七十円」を	「三千五百十円」に、
「四千七百二十円」を	「四千七百九十円」に、
「九千二百十円」を	「九千二百七十円」に、

円を「九千四百七十円」に、「一万九百九十円」を「一万五千五百八十円」に、「三千五百九十円」を「三万四千五百四十円」に、「千百十円」を「千四百十円」に、「三千六百元」を「三千七百円」に、「五千八百五十円」を「六千十円」に、「一万五千四百四十円」を「一万千八百六十円」に、「二万七千二百九十円」を「二万八千六百元」に、「四万九百四十円」を「四万二千百円」に改め、同表(六)の項中、「八百五十円」を「八百七十円」に、「三千六百元」を「三千七百円」に、「七千三百四十円」を「七千五百四十円」に、「一万四百五十円」を「一万七百四十円」に、「二万四千七百七十円」を「二万五千四百七十円」に、「三万八千九百八十円」を「四万九十円」に、「千二百十円」を「千四百十円」に、「四千五百九十円」を「四千七百二十円」に、「九千二百十円」を「九千四百七十円」に、「一万三千六百四十円」を「一万四千二十円」に、「三万七十七円」を「三万九百五十円」に、「四万九千七百六十円」を「五万九千八百八十円」に改め、同表(七)の項中「七百三十円」を「七百五十円」に、「一万八千六百八十円」を「一万九千二百十円」に、「一万八千三百十円」を「一万九千三百四十円」に、「四千四百六十円」を「四千六百十円」に、「六千二百十円」を「六千三百八十円」に、「三千四百八十円」を「三千五百七十円」に、「三千百円」を「三千八十円」に、「八百五十円」を「八百七十円」に、「二万二千二百五十円」を「二万二千八百八十円」に、「一万三千六百四十円」を「一万四千二十円」に、「五千三百四十円」を「五千四百九十円」に、「七千八百四十円」を「八千六十円」に、「三千九百三十円」を「四千四十円」に、「三千八百六十円」を「三千九百七十円」に、「一万六千六百六十円」を「一万六千六百二十円」に、「一万二千二百七十円」を「一万二千六百二十円」に、「九千九百七十円」を「一万二百五十円」に、「七千九十円」を「七千二百九十円」に、「一万五百七十円」を「一万八百七十円」に、「八千九百六十円」を「九千二百十円」に、「七千九百七十円」を「八千九百九十円」に、「二万六千三十円」を「二万六千七百七十円」に、「七千二百十円」を「七千四百二十円」に、「四千四百七十円」を「四千五百九十円」に改め、同表(八)の項中、「六百元」を「六百十円」に、「千三百五十円」を「千三百八十円」に改め、同表(九)の項中、「八百五十円」を「八百七十円」に、「千七百四十円」を「千七百八十円」に、「五千二百十円」を「五千三百六十円」に、「九千二百十円」を「九千四百七十円」に、「一万八千六百八十円」を「一万九千二百十円」に、「三千五百百円」を「三千六百百円」に、「四万八千五百八十円」を「四万九千二百十円」に、「三万五千五百円」を「三万七千三百七十円」を「三万八千四百三十円」に、「四千四百十円」を「四千六十円」に、「二千二百十円」を「二千三百六十円」に、「六千七百七十円」を「六千九百十円」に、「一万五千四百四十円」を「一万五千八百八十円」に、「二万三千五百三十円」を「二万四千四百十円」に、「四万四千四百八十円」を「四万五千五百八十円」に、「四万五千九百八十円」を「四万七千二百十円」に改め、同表(十)の項中、「千八十円」を「千四百十円」に、「二千六百十円」を「二千二百二十円」に、「六千五百九十円」を「六千七百七十円」に、「一万二千二百十円」を「一万五千五百三十円」に、「二万二千八百三十円」を「二万三千四百八十円」に、「四千四百六十円」を「四千五百八十円」に、「四万四千六百五十円」を「四万五千九百二十円」に、「五万八千八百円」を「五万九千七百六十円」に改め、別表第一の五の表中、「六百二十円」を「六百三十円」に改め、別表第一の七の表体育器具等の項中、「三百六十円」を「三百七十円」に、「六百元」を「六百十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「六百三十円」を「六百四十円」に、「四百二十円」を「四百三十円」に、「八百五十円」を「八百七十円」に、「九千二百円」を「九千四百六十円」に、「八百三十円」を「八百五十円」に、「千二十円」を「千四十円」に、「四百七十円」を「四百八十円」に、「六百六十円」を「六百七十円」に、「八百四十円」を「八百六十円」に、「八百十円」を「八百三十円」に、「五百二十円」を「五百三十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百四十円」に、「五百九十円」を「六百十円」に、「八百円」を「八百二十円」に、「三百九十円」を「四百円」に改め、同表映像器具の項中、「五百十円」を「五百二十円」に、「九百十円」を「九百三十円」に、「千五十円」を「千八十円」に、「九百六十円」を「九百八十円」に、「二千八百八十円」を「二千二百四十円」に改め、同表その他の器具の項中、「三百九十円」を「四百円」に、「四百二十円」を「四百三十円」に、「千五百三十円」を「千五百七十円」に改める。

別表第二中、「公の施設」を「財産、公の施設」に改め、十三の項を十五の項とし、十四の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、同項の前に次のように加える。

一十 高等学校	授 業 料	(一) 全日制課程及び定時制課程 月割額により納入することとし、毎月二十一日(四月分及び五月分、七月分及び八月分並びに二月分及び三月分)にあつては、それぞれ一括して五月二十二日、八月二十二日及び二月二十二日(全日制課程の最終学年に在籍し、三月に卒業する見込みの者については、二月十日)までとする。ただし、就学支援金支給法第四条の規定による受給資格の認定の申請をした者に係る次に掲げる授業料については、それぞれ次の定めの日までとする。
		(2) 第九條の規定による期間(就学支援金支給法第九條の規定による支払の一時差止めを受けたる期間を除く)の授業料(就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充てられる日)に認められた月までの授業料(認定の申請が却下された月までの間の授業料(認定の申請が却下された月の翌月の二十二日(申請が却下された月が三月の場合)にあつては、申請が却下された月が三月の場合)にあつては、申請が却下

<p>七 博山萩浜亀念維 記口添公山新 念公園園山公 公園からル海園年 園</p>	<p>都市公園使 用料</p>	<p>四月一日から使用を開始する場合における使用料及び使用期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料にあつては、各年度の四月一日から三十日以内で知事が指定する日までとする。</p>	<p>二十 校中等教育学</p>	<p>進級料 授業料</p>	<p>(一)は、申請をした者が、その申請をした日から二十日以内(二)は、申請をした日から二十日以内(三)は、申請をした日から二十日以内(四)は、申請をした日から二十日以内(五)は、申請をした日から二十日以内(六)は、申請をした日から二十日以内(七)は、申請をした日から二十日以内(八)は、申請をした日から二十日以内(九)は、申請をした日から二十日以内(十)は、申請をした日から二十日以内(十一)は、申請をした日から二十日以内(十二)は、申請をした日から二十日以内(十三)は、申請をした日から二十日以内(十四)は、申請をした日から二十日以内(十五)は、申請をした日から二十日以内(十六)は、申請をした日から二十日以内(十七)は、申請をした日から二十日以内(十八)は、申請をした日から二十日以内(十九)は、申請をした日から二十日以内(二十)は、申請をした日から二十日以内</p>	<p>入学料</p>	<p>入学後五日(休業日の日数は、算入しない。)以内</p>
---	---------------------	--	----------------------	--------------------	---	------------	--------------------------------

別表第二中九の項及び十の項を削り、八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同項の前に次のように加える。

別表第二中五の項を六の項とし、二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 行政財産</p>	<p>土地建物使 用料</p>	<p>四月一日から使用を開始する場合における使用料及び使用期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料にあつては、各年度の四月一日から三十日以内で知事が指定する日までとする。</p>
-------------------	---------------------	--

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 指定共同生活介護(第八十七条―第一百二条)」を「第七章 削除」に、「第十三章 指定共同生活援助(第一百三十二条・第一百三十三条)」を「第十三章の指定共同生活援助(第一百三十一条の二―第一百三十三条)」に、「第十三章の二」外部サービス利用型指定共同生活援助(第一百三十三条の二―第一百三十五条)」に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等の特例(第一百三十五条・第三十六条)」を「第十五章 削除」に改める。

第二条第五号を次のように改める。

五 利用者に関する告示に定める者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)に定める者をいう。

第三十四条第一項第二号中「第七章から第十章まで、第十四章、第十五章」を「第八章から第十章まで、第十三章から第十四章まで」に改める。

第五十六条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

る。

第六十七条第二号中「指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助）を、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（外部サービス利用型指定共同生活援助）に、「指定共同生活介護事業者等」を、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護、」を削り、「又は指定共同生活援助」を、「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を、「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する」に、「又は指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助）を、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助）に改める。

第六十八条第二号中「指定共同生活介護事業者等」を、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を、「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改める。

第六十九条第一号中、「指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中、「指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に、「外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第七十七条第二号中「指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第八十七条から第二百一条まで 削除

第二百一条の次に次の一条を加える。

(利用者負担額合計額の算定等)

第百十一条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福

祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第二十号中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」と、同条第二項中「受けている者」とあるのは「受けている者であつて、指定宿泊型自立訓練を受けるもの及び利用者に関する告示に定めるもの」とを削る。

第百十九条中、「第十九条」の下に、「第二十条」を加え、「第九十五条」を、「第百十一条の二」に改め、「第二十条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（利用者に関する告示に定める者を除く。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、利用者に関する告示に定める者に限る」と、同条第二項中「受けている者」とあるのは「受けている者であつて、利用者に関する告示に定めるもの」を、「第百十一条の二中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者」とあるのは「利用者に関する告示に定める者」に改める。

第十三章中第百三十二条の前に次の九条を加える。

(従業者)

第百三十一条の二 条例第五十八条の二第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。
一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。) 第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数

四 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数

八 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数

二 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「六十」とあり、及び同号口中「四十」とあるのは、「三十」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第三百三十一条の三 サービス管理責任者は、第三百三十三条において読み替えて準用する第四十六条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等と連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第三百三十一条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者により指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第三百三十一条の五 条例第五十八条の四第三項の基準は、次のとおりとする。

一 共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とすること。

二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとする。

三 共同生活住居(サテライト型住居を除く。以下この条において同じ。)は、入居定員を二人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。

四 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。

五 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

六 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とすること。

七 ユニットには、次に掲げる要件を満たす居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けること。

イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 一室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

イ 入居定員を一人とすること。

ロ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

ハ 居室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(運営規程)

第三百三十一条の六 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなら

い。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営に関する重要事項

(入退居)

第三百三十一条の七 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第三百三十一条の八 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第三百三十一条の九 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定共同生活援助において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活援助事業者へ支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。()

三 光熱水費

四 日用品に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払つた支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第三百三十一条の十 指定共同生活援助事業者は、第三百三十三条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に心じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合は、第三百三十三条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する共同生活援助計画に基づき、利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第百三十二条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「者による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

第百三十二条の次に次の四条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百三十二条の二 指定共同生活援助事業者は、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(支援体制の確保)

第百三十二条の三 指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携等の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百三十二条の四 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百三十二条の五 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第百三十三条中「、第八十七条(第二号を除く。)、第八十八条、第八十九条(第三項ただし書及び第四項を除く。)、第九十条から第九十六条まで及び第九十八条から第

百一条まで」を「及び第百十一条の二」に、「第百三十三条において準用する第九十四条第一項」を「第百三十一条の九第一項」に、「第百三十三条において準用する第九十四条第二項」を「第百三十一条の九第二項」に、「第八十七条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において読み替えて準用する条例」と、同条第一号中「六」とあるのは「十」と、第八十八条中「第百二条」とあるのは「第百三十三条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」と、第九十四条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第九十六条第一項中「第百一条」とあるのは「第百三十三条」と、「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第二項中「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第九十八条第一項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」を「第百十一条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」に改める。

第十三章の次に次の一章を加える。

(運営規程)

第百三十三条の二 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員

四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称及び所在地

- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 その他事業の運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービスの提供)

第三百三十三条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第三百三十三条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに書面により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法により、その提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(準用)

第三百三十三条の五 第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十四条、第六十一条の二、第六十三条の二(第二号を除く。)、第六十一条の三、第六十一条の四(第三項ただし書及び第四項を除く。)、第六十一条の五、第六十一条の七から第六十一条の十まで及び第六十二条から第六十二条の五までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条(見出しを含む。)(中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十三条の五において準用する第六十一条の九第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付

費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百三十三条の五において準用する第六十一条の九第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条の三において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第五十九条の三」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第三百三十三条の五において準用する第四十一条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項に規定する療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第三百三十三条の五において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十六条(見出しを含む。)(中「療養介護計画」とあり、「計画(以下「療養介護計画」という。))とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十一条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、第三百三十一条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九条の三において読み替えて準用する条例」と、第三百三十一条の三中「第三百三十三条」とあるのは「第三百三十三条の五」と、第三百三十一条の十第一項及び第二項中「第三百三十三条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三百三十二条第三項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

第十五章 削除

第三百三十五条及び第三百三十六条 削除

附則第三項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第四項中「指定共同生活援助事業者」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に、「第九十条第五号及び第六号」を「第六十一条の五第六号及び第七号」に、「第三百三十三条」を「第三百三十三条の五」に改める。

附則第五項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に、「第九十条第九号(第三百三十三条)」を「第六十一条の五(第三百三十三条の五)」に、「第九十条第

五号」を「第百三十一条の五第六号」に改める。

附則第八項及び第九項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第九十七条第三項」を「第百三十二条第三項」に改める。

附則第十項中「第八十七条第二号」を「第百三十一条の二第二号」に改める。

附則第十二項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に、「第九十条（第百三十三条）」を「第百三十一条の五（第百三十三条の五）」に、「第九十条第一号」を「第百三十一条の五第一号」に改める。

附則第十三項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に改め、「指定共同生活介護及びび」を削る。

附則第十四項中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第十五項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に改め、「第百二条及びび」を削り、「第百三十三条」の下に「及び第百三十三条の五」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十五章に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第十六号。以下「改正条例」という。）による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号。以下「改正後の条例」という。）第十三章に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正条例による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十三章に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第百三十三条の五において準用する改正後の規則第百三十一条の二の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一号中「六」とあるのは「十」とする。

4 改正条例附則第三項の規定により、改正後の条例第十三章の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされたものについて、改正後の規則第百三十三条の四第四項の規定を適用する場合には、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ(1)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号イ中「平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法）」を「平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分が」を「平均障害支援区分が」に改める。

第三十八条第四項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合におけるサービス管理責任者については、この限りでない。

第六十条第一項及び第六十一条第五項中「指定障害児通所支援基準」を「指定障害児通所支援等条例」に改める。

附則第二項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に改める。

附則第三項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ(1)中「平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法）」を「平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分が」を「平均障害支援区分が」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則

山口県家畜精液譲渡規則（昭和四十一年山口県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「八百円」を「八百十円」に、「千二百円」を「千二百十円」に、「六百円」を「六百十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に、「千円」を「千百二十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に売り渡された山口県収入証紙に係る証紙売りさばき手数料の金額については、なお従前の例による。

平成
二十六年
三月
三十一日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁